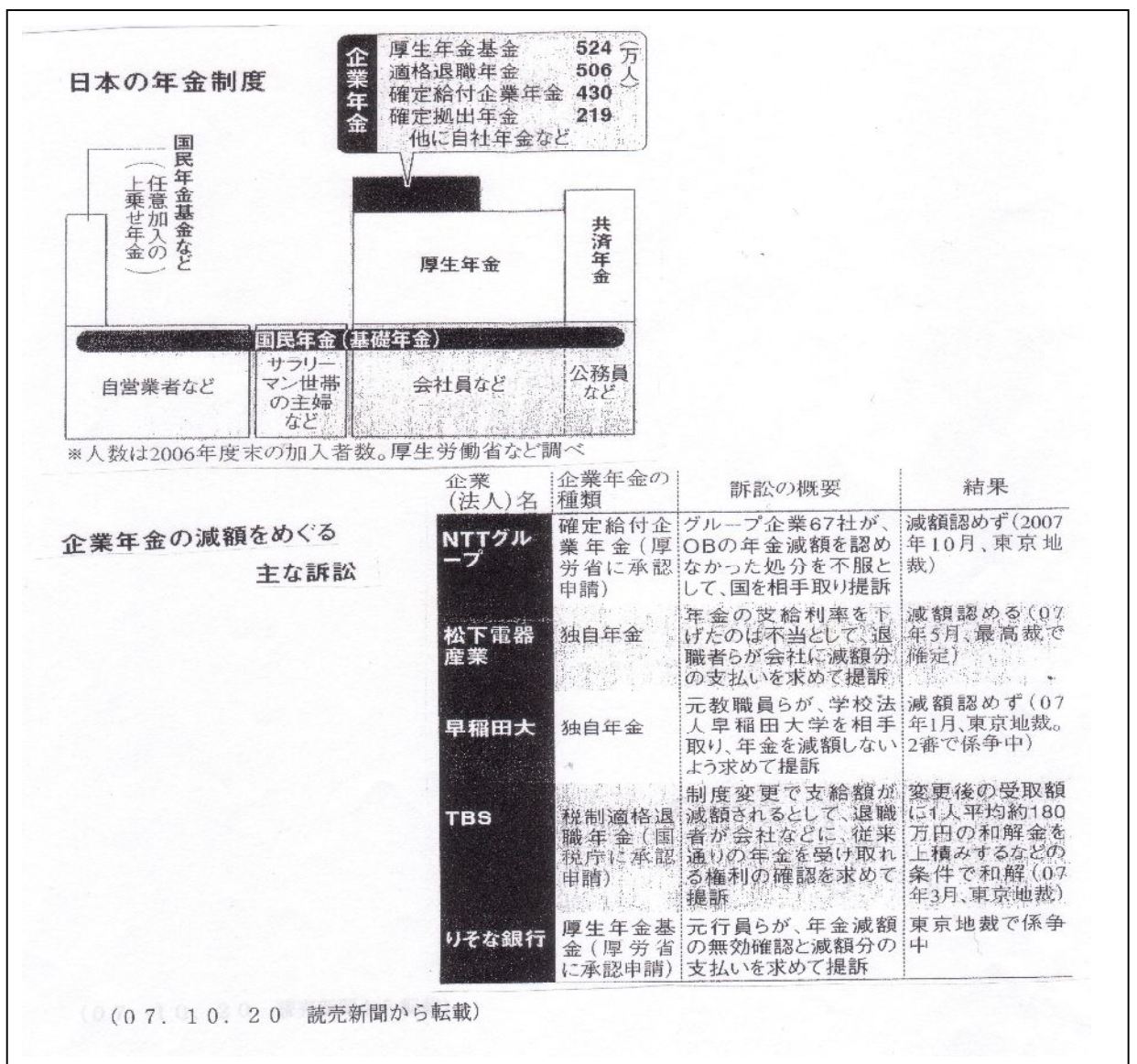


企業年金 コーナー①

企業年金の減額をめぐる訴訟があいついでいます

企業年金は退職金の分割払いとして厚生年金に上乗せする形で設計されています。主なものに厚生年金基金(厚生労働省管轄)、適格退職年金(国税庁管轄)、及び2001年から始まった確定給付企業年金、確定拠出年金があります。それに松下電器や早稲田大学のように労使で独自に定めた自社年金制度があります。今後これらの企業年金の減額問題について概略見ていきましょう。



(07.10.20 読売新聞から転載)

最初は、つい先日判決のあったNTTです

退職年金減額が認められなかったNTT裁判

NTTグループ67社は退職して既に受給中の人の分の確定給付企業年金(原資は退職金)について減額したいと厚労省に申請したところ否認されました。そこでNTT側が「年金支給額の減額を認めないのは不当だ」と厚生労働省を訴えた裁判です。東京地裁は「NTTに減額がやむを得ないほどの経営悪化は認められない」と訴えを棄却しました。

確定給付企業年金法の施行規則は受給権者の給付水準を守るため「経営状況が悪化した時」と「減額しないと掛け金が大幅に上昇し、事業主が掛け金を払うのが困難な場合」だけ減額できるとしています。

判決は「NTTの経営が悪化していない」として減額を認めなかったわけですが、裏返すと経営悪化なら仕方がないかという理屈になり、減額が広汎に認められることになりかねません。

給与や退職金、そして退職金の後払いである企業年金は、利益や業績に連動する役員報酬とは質的に全く異なるものです。特に退職者の年金は確定した受給権です。現役の人たちとしても労使交渉でせつかく退職年金を決めても、経営状況によって退職後に減額されるようでは何のための交渉なのか、何のための退職年金規定なのかということになってしまいます。

(文責 中央執行委員 山本 寛)

今回は 十分な説明会も開かずに、不法な方法で厚労省の認可を得、不同意者の減額を強行した りそな銀行企業年金減額裁判です。

ホームページのご案内

「NTT企業年金減額差し止め訴訟とその後」

<http://nttkigyounenkin.mine.nu/>

りそな企業年金裁判を支援する会

http://www.geocities.jp/resona_nenkin/

☆ 「団塊大量退職で企業年金が半減する！」これは最近の週間ポストの見出しです。企業年金についての問い合わせが増えています、07年の大会で団塊の世代が中央執行委員に加わりました。今後、企業年金に係わるニュースを随時掲載していきます。 ☆